長崎市チャレンジ水産業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ＤＸの推進、地元水産物のブランド化、６次産業化及び海業の推進、水産資源の回復等に寄与する新たな取組みにチャレンジする漁業者等を支援し、もって本市水産業の振興を図るため、予算の範囲内において、長崎市チャレンジ水産業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和６３年長崎市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

⑴　本市内に事業所を有する次に掲げる漁業協同組合

ア　長崎市新三重漁業協同組合

イ　長崎市みなと漁業協同組合

ウ　長崎市茂木漁業協同組合

エ　長崎市たちばな漁業協同組合

オ　西彼南部漁業協同組合

カ　野母崎三和漁業協同組合

キ　大村湾漁業協同組合

⑵　次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める要件を満たす者

ア　個人　次に掲げる要件の全てを満たす者

㈠　申請時点で長崎市に住民登録があること。

㈡　前号に掲げる漁業協同組合のいずれかに所属していること。

イ　法人　次に掲げる要件の全てを満たす者

⑺　申請時点で長崎市内に事業所があること。

⑴　前号に掲げる漁業協同組合のいずれかに所属していること。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市内又は本市沿海において、補助対象者が新たにチャレンジするもの、かつ、事業実施年度の３月１５日までに完了する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　ＤＸ推進支援事業　ＩＣＴ、ＩｏＴ、ＡＩ、ビッグデータ等のデジタル技術の活用及びそれらのデジタル技術が搭載された機械装置の活用等、ＤＸの推進に資する事業をいう。

⑵　地元水産物ブランド化推進支援事業　新たなブランド魚の創出、認証の取得、商品イメージ・ロゴの制作等、地元水産物のブランド化の推進に資する事業をいう。

⑶　水産経営多角化推進支援事業　６次産業化の推進、海業の展開、新たな漁法の導入等、水産経営の多角化に資する事業をいう。

⑷　水産資源回復支援事業　藻場の再生、種苗放流、海洋環境改善等に関連した新技術の開発又は試験的な取組み等、水産資源の回復に資する事業をいう。

２　前項各号に掲げる補助対象事業の併用は可能とする。

３　規則第４条第１項に規定する補助金の交付決定前に着手した事業及び同様の趣旨の他の補助金等の交付（国又は地方公共団体によるものを含む。）を受けた事業は、補助対象としない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当す

る額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、１００万円未満のものをその対象とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助の回数）

第６条　同一の補助対象者への補助の回数は、複数の補助対象事業の併用を含め、１年度につき１回とする。

（交付の申請）

第７条　規則第３条第１項の期日は、当該補助対象事業を実施する年度の４月末日とする。ただし、申請件数の不足等により予算額の上限に達しなかった場合は、この限りでない。

２　規則第３条第１項第１号及び第２号に規定する事業計画書及び収支予算書は、長崎市チャレンジ水産業補助金事業（収支）計画書（第１号様式）とする。

３　規則第３条第１項第５号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

⑴　誓約書兼同意書（第２号様式）

⑵　履歴事項全部証明書（漁業協同組合を除く法人の場合に限る。）

⑶　税務署へ提出した直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し（個人の場合に限る。）

⑷　見積書の写しその他の補助対象経費のわかる書類

（交付の決定）

第８条　補助金の交付の決定は、水産振興課内に設置する評価会議で審査

のうえ行う。

2　評価会議の構成員は、次のとおりとする。

⑴　水産振興課長が指名する者

⑵　水産農林政策課長が指名する者

⑶　水産農林整備課長が指名する者

⑷　商業振興課長が指名する者

（交付の条件）

第9条　規則第5条第1項第4号に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

⑵　補助事業により機械設備等を取得した場合において、事業完了後も補助金により取得した機械設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的運用を図ること。

（決定の通知）

第１０条　規則第6条第2項に規定する不交付決定の通知は、長崎市チャレンジ水産業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（交付の変更）

第１１条　規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更については、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

⑴　補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の補助対象事業の変更であること。

⑵　補助対象経費の総額の２０パーセント以内の変更又は補助金の増額

を伴わないものであること。

2　規則第５条に規定する変更承認申請時の添付書類として、長崎市チャレンジ水産業補助金事業変更書（第４号様式）の提出を求めるものとする。

（申請の取下げ）

第１２条　規則第７条第１項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して１５日を経過した日とする。

（実績報告）

第１３条　規則１２条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して１月を経過した日又は事業実施年度の３月末日のいずれか早い日とする。

2　規則第１２条第１号に規定する収支決算書又は収支計算書は、長崎市チャレンジ水産業補助金事業明細書（第５号様式）とする。

3　規則第１２条第２号に規定するその他市長が必要とする書類は、次に掲げるものとする。

⑴　領収書の写し等の補助対象経費の支出を明らかにする書類

⑵　事業実施状況のわかる写真

（財産の処分の制限）

第１４条　規則第１９条本文の規定により市長の承認を受けようとする者が、その申請時に提出する書類は、長崎市チャレンジ水産業補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書（第６号様式）とする。

2　規則第１９条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数とする。

３　規則第１９条第２号に掲げる市長が別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が３０万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上のものとする。

４　規則第１９条第３号に掲げる市長が別に定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた資産のうち、補助対象として認める資産（前項に定めるものを除く。）とし、かつ、取得価格又は効用の増加価格が３０万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上のものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則（令和７年９月１８日長崎市告示第６５１号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和７年度の予算に係る補助金から適用する。

（交付の申請の特例）

２　令和７年度の予算に係る補助金に限り、第７条第１項中「４月末日」とあるのは「１０月末日」とする。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附　則（令和８年３月２３日長崎市告示第１８８号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の長崎市チャレンジ水産業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。